

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第3回宮城県仙台東警察署協議会
開催日時	令和7年10月17日（金） 午後2時00分から 午後3時40分まで
開催場所	宮城県仙台東警察署大会議室及び道場
出席者等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～畠中幸子、神尾敏英、伊藤貴子、遠藤芳広、大塚涼子、菅野澄枝、佐藤繁盛、角田憲之、和泉恵 ・ 欠席委員～永沢賢一 <p>2 警察署側</p> <p>署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

議事概要	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 管内の犯罪情勢について</p> <p>生活安全課長から、令和7年8月末現在における管内の刑法犯認知件数、特殊詐欺被害発生状況、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺被害発生状況、非行少年等検挙・補導状況等の犯罪情勢について説明がなされた。</p> <p>委員：キャッシュカード詐欺盗とはどういう手口なのか。</p> <p>生活安全課長：警察官や全国銀行協会、大手百貨店等の職員を装った犯人側が被害者にキャッシュカードが不正に利用されている旨電話を掛け、担当者を自宅に向かわせるのでキャッシュカードを準備しておくよう伝えておき、自宅にやって来た担当者を名乗る者が顔合いを見て印鑑が必要などと申し向け、被害者が離れた隙にキャッシュカードが入った封筒をトランプなどが入った封筒にすり替える手口となっている。</p> <p>委員：資料に記載されている非行少年等の男女比はどのくらいか。</p> <p>生活安全課長：令和7年8月末現在の男女比については、不良行為少年が134人中、46人が女子児童、刑法犯少年は14人全てが男子児童、触法少年は6人中、1人が女子児童となっている。</p> <p>委員：若い世代はどのような詐欺被害に遭っているのか。</p> <p>生活安全課長：キャッシュカード詐欺盗のように、電話口の相手が警察官を装うなど高齢者だけでなく、幅広い世代に被害が波及している状況から、若い世代が対象となる手口の形態が増えている。</p> <p>委員：SNS型投資詐欺は振り込め詐欺とは違うものなのか。</p> <p>生活安全課長：SNS型投資詐欺は、LINEなどのSNSを利用して投資の勧誘や儲け話を持ちかけて、お金をだまし取っていく手口となり、3年くらい前までは特殊詐欺の一部として計上されていたが、最近は被害件数や金額が特に増えたことから別の分類という扱いになっている。</p> <p>刑事第二課長：特殊詐欺の始まりは高齢者を対象としたオレオレ詐欺で受け子が現金を受け取りに行くといった手口だったが、次から次に捕まつたことで犯人側も手口を変え、今ではSNSを利用し、口座に送金させるなど被害者と対面するリスクを減らしたことで捕まりづらくなっているのが現状である。</p> <p>SNS型投資詐欺では、有名投資家や著名人の名前を出して勧誘し、実際に儲かったようなデータを送信して信用させ、送金させる金額を増やしていく、引き出したいと言われれば、別に税金がかかるなどと説明することで税金名目の現金をさらに送金させるというものになっている。特に最近は金(ゴールド)に関するSNS型投資詐欺が増えており、若い世代、働き盛りの世代の被害が増えている。</p> <p>ロマンス詐欺は出会いを求めている人の恋愛感情につけ込み、SNSを利用して出会った被害者にお金をつぎ込めば付き合えると信じ込ませてお金をだまし取るものとなっている。</p>
------	--

これらの犯罪には、多くの携帯電話が利用されているが、携帯電話を架空名義で契約し、犯人グループに売る者も一定数いることなどから、犯人グループが捕まりづらくなっている現状があるので、皆さんも巻き込まれないよう気をつけていただきたい。

署 長：実際に利益と称し、銀行口座に2、3万円振り込むことで信用させる場合もあることから十分注意していただきたい。

(2) 管内の交通事故情勢について

交通課長から、令和7年8月末現在における県内の交通事故、管内の交通事故、死亡事故の概要、改正道路交通法等について説明がなされた。

委 員：前回の協議会で生活道路の法定速度を30km/hに引き下げることについて取り上げてもらったが、今回の協議会でも取り上げてもらい、警察署として広く周知している状況についてありがたく思っている。このことを受けて、所属する町内会では道路交通法の施行前に広く周知できるよう看板を設置する計画を立てているので、今後も生活に関する法律改正等があれば教示願いたい。

委 員：生活道路の法定速度が30km/h規制となるのであれば、規制標識は必要であると考えており、警察に対しては町内会からも規制標識の設置を強く要望しているが実現していないのが現状である。やはり町内会等での負担ではなく、警察で対応すべきことだと考えているがいかがか。

交 通 課 長：来年の道路交通法改正に向けて、現在警察及び道路管理者において法定速度のまま変更がない道路、30km/h規制となる道路等の抽出を現在進めている状況である。委員からの意見があったとおり法定速度が変わった場所であっても、場合によっては速度標識をつけることも検討している。

委 員：抽出については警察だけでは難しいと思うので、各町内会にも協力を依頼するなどして早急に進めてもらいたい。

交 通 課 長：交通規制の部分で言えば、信号機や標識を設置するということは、その後の維持管理も考えなければならない問題であり、宮城県は特に東日本大震災に伴い、当時設置したものが一斉に更新時期を迎える状況に直面している。もちろん安全に変わるものではないことから、必要なところには付け、そうでないところはなくすという部分についても御理解いただきたい。

委 員：今後も引き続き検討するようよろしくお願ひしたい。

2 協議事項

駐車監視員活動ガイドラインについて

交通課長から、令和8年度駐車監視員活動ガイドラインについて管内の重点路線及び重点地域等の説明がなされた。（委員からの質問なし）

3 視察

委員による術科訓練の視察を行った。